

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

豊橋中央高等学校

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 人物について

以下のすべてに該当すること

- ①進学の目的が明確であり、希望する進路実現のための熱意が認められる。
- ②勉学意欲が高く、常に向上心を持って学習に取り組むことができている。
- ③本校の和の精神を理解し、学校行事に積極的に参加したり、他の生徒と協調性をもって学校生活を送ることができている。
- ④校則を遵守し、本校生徒としてふさわしい学校生活を送ることができている。

(2) 健康について

以下のいずれかに該当すること

- ①学校がおこなう健康診断において、概ね健康であると認められる。
- ②心身に障害や疾病がある場合でも、進学後、修学に耐えることができると見込まれる。

(3) 学力および資質について

以下の①、②のいずれかに該当すること

社会的養護を必要とする生徒等は③に該当すること

- ①以下ア・イのいずれかに該当し認められる場合。

ア：調査書における学習成績概評が「A」に該当する。

イ：学習において、著しい努力が認められ、直近の成績において、上記に準ずる学習成績を収めている。〔直近の成績➡評定平均値が4.3以上〕

- ②以下ア～オのいずれかに該当し認められる場合。ただし、調査書における学習成績概評が「B」以上であること。

ア：生徒会の役員、各種委員会の委員長、行事の役員、学級役員、部活動の主将などを経験し、具体的な成果・成長が認められる場合。

イ：部活動に3年間所属し、具体的な成果・成長が認められる場合。

ウ：ボランティア活動に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる場合。

エ：資格取得などの自己研鑽に励み、具体的な成果・成長が認められる場合。

オ：上記ア～エに準ずる活動が顕著で具体的な成果・成長が認められる場合。

③社会的養護が必要な生徒については、以下の条件に該当すれば認められる。

ア：経済・工学・農学・情報など 主に数学的知識を必要とする大学への進学意欲が明確であり、数学の評定平均値が「3.5」以上である。

イ：法律・文学・国際・外国語・社会系など 主に文系大学への進学が明確であり、国語または英語の評定平均値が「3.5」以上である。

※上記の学部以外の希望がある場合、進学後の科目の必要性を選考委員会で検討し、アまたはイの条件に照らし合わせて選考する。

(4) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当していること

①市区町村民税所得割を課されていないこと

(奨学金申し込み年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること。)

②生活保護を受給していること

(奨学金申し込み現在において保護費を受給していること)

※社会的養護を必要とする生徒の場合については、18歳の時点で以下の施設等に入所していること。

- ・児童養護施設
- ・児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設
- ・児童自立生活援助事業
- ・小規模住居型自動養育事業
- ・里親

※ 給付奨学生採用候補者選考委員会

教育改革本部長・教育改革本部主任・予約奨学生担当者・進路指導部本部長・進路指導部主事
3学年主任・該当生徒担任・事務担当者 以上のメンバーで構成された委員会である。